※申請者が法人の場合です。

記載例（抵当権の設定（根抵当権を除く））

赤字の（）は記載にあたっての説明内容です。

農林水産大臣　殿

○○○○○○樹木採取区に係る樹木採取権に関する抵当権設定登録申請書

　○○○○○樹木採取区に係る樹木採取権について抵当権の設定をしたいので、樹木採取権登録令（令和元年政令第148号）第13条の規定により、申請書を提出します。

令和○年○○月○○日

申請人：登録権利者

○○県○○市○○○○○番○号

株式会社○○○○○○

代表取締役社長　○○　○○　　　印

電話番号：

申請人：登録義務者

○○県○○市○○○○○番○号

株式会社○○○○○○

代表取締役社長　○○　○○　　　印

電話番号：

１　登録の目的

抵当権の設定

２　登録原因及びその日付

令和○年○○月○○日　金銭消費貸借同日設定

３　抵当権の登録の登録事項（いずれも確認できる登録原因を証する書面を添付する）

(1) 債権額　○○○万円

(2) 債務者の氏名又は名称及び住所（登録義務者と同じ）

(3) 抵当権を目的とするときは、当該抵当権

(4) 二以上の樹木採取権を目的とするときは、当該二以上の樹木採取権

(5) 外国通貨で第一号の債権額を指定した債権を担保する抵当権の登録にあっては、本邦通貨で表示した担保限度額

(6) 利息に関する定めがあるときは、その定め　年○．○％（年３６５日日割計算）

(7) 民法第三百七十五条第二項に規定する損害の賠償額の定めがあるときは、その定め　年○○．○％（年３６５日日割計算）

(8) 債権に付した条件があるときは、その条件

４　登録免許税の額及びこれにつき課税標準の価額があるときはその価額

　　(1) 登録免許税の額

○,○○○円（印紙の購入や現金納付の前に林野庁に確認ください）

　　(2) 課税標準の価額

○,○○○,○○○円（印紙の購入や現金納付の前に林野庁に確認ください）

５　樹木採取権の表示

　　(1) 樹木採取権番号　　○○○○○○

　　(2) 樹木採取区の所在地

　　(3) 樹木採取区の面積　　　　　　（注１）

　　(4) 樹木採取権の存続期間

６　添付書面の表示

　　(1) 代表者事項証明書・登録名義人となる者の住所を証する書面

全部事項証明書原本（登録権利者と登録義務者両者分、作成後三月以内のも）

(2) 印鑑証明書原本（登録権利者と登録義務者両者分、作成後三月以内のもの）

　　(3) 登録済証（注２）

(4) 登録原因を証する書面（金銭消費貸借契約書等）

（注１）樹木採取権番号を記載した場合は，樹木採取区の所在地、面積及び存続期間の記載を省略することができます。６の添付書面は、樹木採取権番号を記載し省略した場合の例となります。

なお、申請時点において、森林管理局ホームページにある樹木採取区の公示面積と現状の面積に差異がある場合（年度途中で採取済届を提出した伐区がある場合）は、あらかじめ国に運用協定第78条第２項に基づき樹木採取権放棄届出書を提出し、当該箇所を放棄した上で、樹木採取区の面積の変更の登録をしてから移転の申請をしてください。

（注２）登録済証を提出することができない場合は、その理由を記載してください。